

鹿 児 島 県 公 報

令和 3 年 8 月 27 日 (金) 第 238 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

告 示

- 保安林の指定予定の通知 (森づくり推進課取扱い) 1
- 保安林の指定の解除 (森づくり推進課取扱い) 2
- 保安林の指定施業要件の変更 (森づくり推進課取扱い) 2
- 生活保護法等に基づく指定医療機関等の廃止 (2件) (社会福祉課取扱い) 2
- 生活保護法等に基づく医療機関等の指定 (社会福祉課取扱い) 3
- 漁船保険義務付保発起の届出及び指定漁船調書の縦覧 (水産振興課取扱い) 3
- 土地改良区の役員の就退任の届出 (農地整備課取扱い) 3
- 公共測量の終了 (監理課取扱い) 4
- 道路の区域の変更 (道路維持課取扱い) 4
- 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の廃止 (大島支庁取扱い) 4
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (大島支庁取扱い) 4

選挙管理委員会告示

- 政治団体の名称等の公表 (選挙管理委員会取扱い) 5

公安委員会規則

- 鹿児島県放置違反金の納付命令等に関する規則の一部を改正する規則 (※) (交通指導課取扱い) 7

県立病院局企業管理規程

- 鹿児島県立病院事業職員就業規程の一部を改正する規程 (※) (県立病院課取扱い) 7
- 鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 (※) (県立病院課取扱い) 7
- 鹿児島県立病院事業会計規程の一部を改正する規程 (※) (県立病院課取扱い) 8

告 示

鹿児島県告示第902号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により，農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和 3 年 8 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所
曾於市財部町南俣字小大久保10819番，10891番1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は，択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び曾於市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第903号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和3年8月27日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
始良市北山字八丈2948番18
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

鹿児島県告示第904号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和3年8月27日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
始良市北山字岩山段3148番
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び始良市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第905号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があった。

令和3年8月27日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	所 在 地	廃止年月日
盛和薬局	薩摩川内市勝目町5860番地3	令和3年5月31日

鹿児島県告示第906号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止の届出があった。

令和3年8月27日

鹿児島県知事 塩田康一

事業者		事業所		廃止年月日	サービスの種類
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地		
有限会社川口薬局	肝属郡南大隅町佐多伊座敷3904-3	訪問看護ステーション養花天	肝属郡南大隅町佐多伊座敷3904-3	令和3年6月30日	訪問看護，居宅療養管理指導，介護予防訪問看護，介護予防居宅療養管理指導

鹿児島県告示第907号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関として指定した。

令和3年8月27日

鹿児島県知事 塩田康一

事業者		事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
株式会社ライフコンタクト	出水市緑町24番2号チッダヴェルデ101号	在宅看護センターNicolor（ニコラ）	出水市緑町24番2号チッダヴェルデ101号	令和3年7月1日

鹿児島県告示第908号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を令和3年8月27日から同年9月10日まで内之浦漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和3年8月27日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 発起人の住所及び氏名
肝属郡肝付町岸良594番地5 立本順也
肝属郡肝付町岸良1180番地1 前原富義
肝属郡肝付町岸良1727番地 谷山幸三
- 2 加入区
岸良加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
内之浦漁業協同組合

鹿児島県告示第909号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、有明町上水流土地改良区の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和 3 年 8 月 27 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 就任した役員の氏名及び住所
 理事 東苑 清範 志布志市有明町野井倉8206番地15
 監事 原田 豊秋 志布志市有明町蓬原1768番地 2
 (任期 令和 3 年 7 月 1 日から令和 6 年 5 月 31 日まで)
- 2 退任した役員の氏名及び住所
 理事 八久保芳宏 志布志市有明町野井倉7892番地 6
 監事 稲付 通夫 志布志市有明町野井倉3794番地 5

鹿 児 島 県 告 示 第 910 号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、北薩地域振興局建設部甑島支所長から令和 2 年12月 4 日鹿 児 島 県 告 示 第 1051 号で告示した公共測量の実施は、令和 3 年 7 月 30 日終了した旨の通知があった。

令和 3 年 8 月 27 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

鹿 児 島 県 告 示 第 911 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和 3 年 8 月 27 日から 2 週間、鹿 児 島 県 土 木 部 道 路 維 持 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る。

令和 3 年 8 月 27 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	270号	枕崎市桜山西町512番地先から同市西鹿籠字四ツ枝20398番地先まで	前	9.6~34.4	485.3
			後	9.6~34.4	485.3
			後	11.0~38.9	460.0

大 島 支 庁 告 示 第 12 号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の 5 の 20 第 4 項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定通所支援の事業の廃止の届出があった。

令和 3 年 8 月 27 日

大 島 支 庁 長 印 南 百 合 子

事業所		指定障害児通所支援事業者			廃止年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
発達支援センター 一あおぞら園	大島郡徳之島町 亀津5000-2	社会福祉法人宏 徳福祉会	大島郡徳之島町 亀津3334番地	常山太一朗	令和 3 年 6 月 30 日	児童発達 支援・放 課後等デ イサービ ス

大 島 支 庁 告 示 第 13 号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和 3 年 8 月 27 日

大 島 支 庁 長 印 南 百 合 子

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
発達支援センター 一あおぞら園	大島郡徳之島町 亀津4223-3	社会福祉法人宏 徳福祉会	大島郡徳之島町 亀津3334番地	常山太一郎	令和3年 7月1日	児童発達 支援・放 課後等デ イサービ ス・保育 所等訪問 支援

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第26号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による設立の届出があった政治団体，法第7条第1項の規定による異動の届出があった政治団体，法第17条第1項の規定による解散の届出があった政治団体，法第19条第2項の規定による資金管理団体の指定の届出があった政治団体及び同条第3項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があった政治団体又は資金管理団体でなくなった旨の届出があった政治団体の名称等は，次のとおりである。

令和3年8月27日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

1 設立の届出があった政治団体

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
内田まさき後援会	内田 正喜	内田 育美	熊毛郡屋久島町宮之浦 2451-42	令和3年 7月30日
こわきじゅんしろ う後援会	喜 豊徳	脇田 千代美	熊毛郡屋久島町安房 739-15	令和3年 7月16日
竹下知行後援会	竹下 知行	竹下 知行	霧島市隼人町内山田 1693-5	令和3年 7月21日
長里のりゆき後援 会	中村 広幸	高橋 宏和	霧島市国分中央3-12 -48	令和3年 7月30日
中村えいこと肝付 町を応援する後援 会	末吉 純二	石走 涼子	肝属郡肝付町後田3098 -2	令和3年 7月16日
渡辺ちもり後援会	渡邊 千護	渡邊 祐子	熊毛郡屋久島町船行 1045-381	令和3年 7月30日

2 異動の届出があった政治団体

(1) 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党鹿児島 県歯科医師支部	堀川 清一	代表者の氏名	堀川 清一	竹之下 伸一	令和3年 7月1日
		会計責任者の氏名	前田 裕一	栄 千登美	

自由民主党南種子支部	岩坪 道信	会計責任者の氏名	寺田 義春	日高 清文	令和3年7月13日
------------	-------	----------	-------	-------	-----------

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

ア 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異 動 事 項	新	旧	異 動 年 月 日
日本共産党まつざき真琴後援会	松崎 達朗	政治団体の名称	日本共産党まつざき真琴後援会	まつざき真琴後援会	令和3年7月29日
		国会議員関係政治団体の区分	法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	
		公職の候補者の氏名及び公職の種類（第二号）	松崎 真琴，衆議院議員		

イ 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異 動 事 項	新	旧	異 動 年 月 日
秋丸健一郎後援会	秋丸 健一郎	主たる事務所の所在地	霧島市隼人町内山田一丁目3-41	霧島市国分新町一丁目19番15号	令和3年7月26日
今よしなおき後援会	徳永 功一郎	政治団体の名称	今よしなおき後援会	今吉直樹後援会	令和3年7月1日
大久保あきら後援会	薮 正良	代表者の氏名	薮 正良	吉見 忠業	令和3年7月12日
鹿児島県歯科医師連盟	堀川 清一	代表者の氏名	堀川 清一	竹之下 伸一	令和3年7月1日
		会計責任者の氏名	前田 裕一	栄 千登美	
加治佐民生後援会	加治佐 民生	代表者の氏名	加治佐 民生	加治佐 一幸	令和3年7月29日
永井章義後援会	永井 章義	主たる事務所の所在地	奄美市名瀬幸町11-11	奄美市名瀬井根町4-27	令和3年6月10日
西園さだみ後援会	西園 孝寿	代表者の氏名	西園 孝寿	鶴丸 千尋	令和3年7月28日

3 解散の届出があった政治団体

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	解 散 年 月 日
いそべ昭信君と桜島の未来を創る会	鹿児島市野尻町275番地	磯辺 昭信	令和2年12月31日
えばた芳幸後援会	薩摩川内市五代町1696-1	江畑 芳幸	令和2年12月31日
小倉初男後援会	西之表市国上4195	福元 秀義	令和2年12月31日
幸千恵子後援会	大島郡徳之島町亀津719-76	友野 宏志	令和2年8月10日
永野和行後援会	肝属郡肝付町前田665-1	永野 和行	令和3年7月19日

西きみお後援会	奄美市名瀬朝仁新町35 -23	井原 米吉	令和 2 年 12 月 10 日
---------	--------------------	-------	------------------

4 資金管理団体の指定の届出があった政治団体

届出をした者の氏名	代表者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年 月 日
秋丸 健一郎	秋丸 健一郎	霧島市長	秋丸健一郎後援会	霧島市隼人町内 山田一丁目 3 - 41	令和 3 年 7 月 26 日

5 資金管理団体の指定の取消し又は資金管理団体でなくなった旨の届出があった政治団体系第 19 条第 3 項第 2 号による届出があった政治団体

届出をした者の氏名	資 金 管 理 団 体 の 名 称	資金管理団体でなくなった年月日
江畑 芳幸	えばた芳幸後援会	令和 2 年 12 月 31 日

公 安 委 員 会 規 則

鹿児島県放置違反金の納付命令等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和 3 年 8 月 27 日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

鹿児島県公安委員会規則第 27 号

鹿児島県放置違反金の納付命令等に関する規則の一部を改正する規則
鹿児島県放置違反金の納付命令等に関する規則（平成 18 年鹿児島県公安委員会規則第 15 号）の一部を次のように改正する。
別記第 4 号様式（裏）中「記入し、押印の上」を「記入の上」に改める。
別記第 5 号様式中「㊟」を削る。
別記第 7 号様式（裏）中「記入し、押印の上」を「記入の上」に改める。
別記第 8 号様式中「㊟」を削る。
附 則
この規則は、公布の日から施行する。

県立病院局企業管理規程

鹿児島県立病院事業職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。
令和 3 年 8 月 27 日

鹿児島県立病院事業管理者 福元俊孝

鹿児島県立病院局企業管理規程第 8 号

鹿児島県立病院事業職員就業規程の一部を改正する規程
鹿児島県立病院事業職員就業規程（平成 18 年鹿児島県立病院局企業管理規程第 11 号）の一部を次のように改正する。
附則第 2 項中「10月まで」との次に「読み替え、鹿児島県非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程第 24 条第 8 号の規定の適用については、同号中「7月から9月まで」とあるのは、「6月から10月まで」とを加える。
附 則
この規程は、令和 3 年 8 月 27 日から施行し、改正後の鹿児島県立病院事業職員就業規程の規定は、令和 3 年 6 月 1 日から適用する。

鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。
令和 3 年 8 月 27 日

鹿児島県立病院事業管理者 福元俊孝

鹿児島県立病院局企業管理規程第 9 号

鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程（平成18年鹿児島県立病院局企業管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び4項を加える。

（新型コロナウイルス感染症医療業務等派遣手当）

- 7 第2条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「及びドクターヘリ救急医療業務手当」とあるのは、「、ドクターヘリ救急医療業務手当及び新型コロナウイルス感染症医療業務等派遣手当」とする。
- 8 第11条の規定の適用については、当分の間、同条中「及び救急情報センター業務手当」とあるのは、「、救急情報センター業務手当及び新型コロナウイルス感染症医療業務等派遣手当」とする。
- 9 新型コロナウイルス感染症医療業務等派遣手当は、医療職給料表の適用を受ける職員が、管理者が別に定める施設に派遣され、当該施設において新型コロナウイルス感染症に係る医療業務等に従事したときに支給する。
- 10 前項の手当の額は、同項に規定する業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 医療職給料表（一）の適用を受ける職員 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める額
 - ア 支給対象業務の勤務時間が4時間以内である場合 20,000円
 - イ 支給対象業務の勤務時間が4時間を超える場合 30,000円
 - (2) 前号に掲げる職員以外の職員 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める額
 - ア 支給対象業務の勤務時間が4時間以内である場合 7,000円
 - イ 支給対象業務の勤務時間が4時間を超える場合 10,000円

附 則

この規程は、令和3年8月27日から施行し、改正後の鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程附則第7項から第10項までの規定は、令和2年4月1日から適用する。

鹿児島県立病院事業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年8月27日

鹿児島県立病院事業管理者 福元俊孝

鹿児島県立病院局企業管理規程第10号

鹿児島県立病院事業会計規程の一部を改正する規程

鹿児島県立病院事業会計規程（平成18年鹿児島県立病院局企業管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

別表第2 資本的収入及び支出の表中

		基金繰入金		を
	その他資本的収入	基金繰入金	その他資本的収入	に改める。

附 則

この規程は、令和3年8月27日から施行する。